

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年7月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500009号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500010号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年8月31日から平成6年1月28日に訂正し、平成5年8月及び同年9月の標準報酬月額を20万円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成5年8月31日から平成6年1月28日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年8月31日から平成8年2月15日まで

A社に平成8年2月15日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が平成5年8月31日までとなっている。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成5年8月31日から平成6年1月28日までの期間については、雇用保険の記録、健康保険組合の加入記録及び複数の同僚の回答から、請求者が当該期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社における請求者に係る資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成6年1月28日)に、遡って平成5年10月1日の算定記録(標準報酬月額22万円)を取消し、同年8月31日付けと記録されている上、請求者と資格喪失日が同日の同僚30名は、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に、請求者と同様に遡って平成5年10月1日の算定記録が取消されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の当該期間について、社会保険事務所(当時)が平成5年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成6年1月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、請求者の取消前のオンライン記録から、平成5年8月及び同年9月の標準報酬月額を20万円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、平成6年1月28日から平成8年2月15日までの期間については、雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から、請求者が当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚は「平成6年2月の給与（同年1月分の保険料）から厚生年金保険料が控除されなくなった。」と回答している上、そのうちの一人から提出された給与明細書からも当該事実が認められる。

また、A社の元事業主は、「滞納していた社会保険料の未払い分を精算した後、健康保険だけを続けることにした。」旨陳述しているところ、B健康保険組合からの回答によると、請求者は、平成6年1月28日付けで同健康保険組合の任意継続被保険者になっていることが確認できる。

このほか、請求内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間のうち平成6年1月28日から平成8年2月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500029号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500011号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日を昭和47年3月16日、喪失年月日を昭和48年2月21日に訂正し、昭和47年3月から同年7月までの標準報酬月額を4万5,000円、同年8月から昭和48年1月までの標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

昭和47年3月16日から昭和48年2月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年3月16日から昭和48年2月21日まで
私の所持しているC基金の加入員証には、加入員資格取得年月日が昭和47年3月16日となっており、同時に、A社で厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間においてA社で勤務していたことが認められる。

また、請求者は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致する厚生年金保険被保険者証を所持しており、これらの記録によると、請求者は、A社において昭和47年3月16日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求者が所持するC基金の加入員証の記載と一致する企業年金連合会が提出した請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、請求者は、C基金の加入員資格を、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日に取得し、昭和48年2月21日に喪失しており、当該基金の記録は、B社D工場から提出された請求者に係る厚生年金台帳及び退職稟議書の記載内容と符合する。

さらに、B社D工場は、「当社が保管している請求者に係る資料によると、A社は、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を昭和47年3月16日に取得し、昭和48年2月21日に喪失した旨の届出を行ったと思われることから、請求者に係る保険料の納付をしていなかったとは考えられない。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和47年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和48年2月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務

所（当時）に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が提出した請求者に係る中脱記録照会（回答）から、昭和47年3月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から昭和48年1月までは5万6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500019号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500004号

第1 結論

昭和48年1月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年1月から昭和54年3月まで
私が20歳になった時から、母親が自宅に集金に訪れる婦人部の集金人に私の国民年金保険料を支払っていたにもかかわらず、請求期間の納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているところ、請求者の母親からは、請求期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付について証言が得られない上、請求者は、加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求期間の加入手続及び保険料の納付についての具体的な状況は不明であるとともに、A市から提出された昭和47年度から昭和49年度の国民年金収納台帳(請求期間当時の請求者の住所地に係るもの)において、請求者の氏名は確認できない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和54年3月頃に払い出されたものと考えられる上、A市は、「婦人部等の納付組織では、特例納付及び過年度納付の国民年金保険料を集金することは無かった。」旨回答していることから、当該手帳記号番号が払い出された時点において、請求期間の大半を占める特例納付又は過年度納付の対象期間は、婦人部の集金人に保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500027号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500009号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B事業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和20年6月11日から昭和38年11月1日まで

私の母の年金記録を確認したところ、昭和20年6月11日にA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているとの回答であった。しかし、前述の母が被保険者資格を喪失した時期は、父が出征中で母が退職したとは考え難いことから、事務処理上のミスではないかと思う。当時のことを知る証言者を見つけたので、調査の上、資格喪失日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しによると、訂正請求記録の対象者について、昭和20年6月11日にA社B事業所に係る被保険者資格を喪失した旨、届出されていることが確認できるところ、請求期間当時にA社のC社宅に入居し、C社宅に入居していた訂正請求記録の対象者を記憶しているとして請求者が名前を挙げた同僚は、「訂正請求記録の対象者が、A社B事業所D作業場のE業務場で勤務していたことは記憶しているものの、勤務していた期間は分からない。」旨陳述している。

また、請求期間の一部の期間に、訂正請求記録の対象者が勤務していた前述の部署で勤務していたとする複数の同僚は、「訂正請求記録の対象者を知らない。」旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求

記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。